

第四十四号議案

東京都防災會議条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都防災會議条例の一部を改正する条例

東京都防災會議条例（昭和三十七年東京都条例第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十四人」を「七十人」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都防災會議条例第二条第一項の規定により令和四年十月十五日までの間に新たに任命された委員の任期は、同条第二項の規定にかわらず、同日までとする。

（提案理由）

東京都防災會議の運営の充実を図るため、委員の総数の上限を改める必要がある。